

物価上昇を上回る年金額引き上げを求める意見書

厚生労働省が1月19日、2024年度の年金額改定について、物価変動率がプラス3.2%、名目賃金変動率がプラス3.1%として、賃金が物価を下回るため67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに3.1%を用いて改定すると発表した。そして2024年調整分として0.4%を削減するとしている。

これが実施されれば、67歳以下、68歳以上の改定者ともに2.7%のプラス改定となるが、物価との関係でみれば、実質的には0.5%の減額で、この12年間で公的年金は実質7.8%の減額となる。

この間に、消費税は2倍になり、75歳以上の医療費窓口負担2倍化をはじめ、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増えた上に、物価高騰の影響で年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしている。物価高騰が続く中、食費すら削らざるを得ない年金受給者もあり、年金額の増額は待ったなしの課題である。

国民年金法第4条は、「この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」としており、物価上昇を上回る年金額引き上げを速やかに実施すべきである。

よって、政府は国民年金法第4条に基づき年金水準の改善を図るため法改正を行い、物価上昇を上回る年金額引き上げを実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

奈良県山添村議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて